**石綿（アスベスト）含有品の廃棄方法について**

厚生労働省より、バスマットやコースターなど一部の珪藻土製品に石綿が含まれている、または含まれている可能性があるとの発表がありました。

珪藻土製品の廃棄方法や石綿が含まれていることが判明した製品及び販売者による回収などについて、以下のとおりお知らせいたします。

【珪藻土製品とは】

　珪藻土バスマット、珪藻土コースター、珪藻土を使用した消臭・調湿材などが当てはまります。

　・固形のバスマットについては、通常の使い方で使用している限りは石綿が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。

　・削ったり、割ったりした場合など破損したときは飛散するおそれがありますので、破損しないようにお願います。

　・すでに破損しているなどでご心配な方は、二重にしたビニール袋等に入れ、テープ等でしっかりと封をして自宅で保管してください。

石綿含有の可能性があることが判明した製品は町で収集しないため、**ごみとして集積場に出したり、三戸地区クリーンセンターや八戸清掃工場に搬入したりできません**ので、ご注意ください。

また、**回収方法や製品の確認などは、各メーカーへ直接お問い合わせください。**